

国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について

〔 令和2年4月1日 元林国経第174号  
林野庁長官より各森林管理局長あて 〕

〔最終改正〕 令和6年3月28日 5林国業第302号

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第8条の6に基づく樹木採取区の指定については、関係法令によるほか、樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）に示された考え方及び別添のとおり実施することとし、本通知について令和2年4月1日から施行することとしたので、特段の御配慮をお願いします。

（担当：国有林野部業務課連携事業推進担当）

## 別添

### 第1 樹木採取区の指定

#### 1 樹木採取区の指定を行う森林の条件

##### (1) 指定の考え方

森林管理局長は、法第8条の6第1項に基づき、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であって、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）第28条の2第1項第1号から第3号までに定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

##### (2) 判断基準

法第8条の6第1項及び規則第28条の2第1項第1号から第3号までに定める基準の詳細は以下のとおりとする。

なお、指定しようとする樹木採取区の規模については、2015年農林業センサスにおける立木を購入している林業経営体の平均的な年間購入面積が20haであること、林業機械の償却期間等を考慮し、年間の採取面積が20ha程度、当該樹木採取区に係る樹木採取権の存続期間が10年間程度であり面積が200haから300ha程度のものを基本とし、具体の規模については、森林資源の状況（ha当たり蓄積等）、施業の方針（施業群の別）、伐採方法（主伐又は間伐の別）、地域の事業体の規模等に応じて指定する。ただし、地域の取組として大規模な製材工場等を新たに誘致する場合等国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、当該地域の木材需要の動向、森林資源の状況等を勘案しつつ、基本の面積を超える又は当該樹木採取区に係る樹木採取権の存続期間が10年を超える樹木採取区も指定することができるものとする。

##### ア 法第8条の6第1項について

法第8条の6第1項の「樹木の採取に適する」森林とは、原則として、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど、一般に流通している樹種の人工林を指す。また、同項の「相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域」とは、原則として一の森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項の規定による森林計画区をいう。以下同じ。）内で、例えば近接する複数の名称の国有林野において、一定期間、機械や土場を移転させずに、効率的に事業を実施できる程度の林分のまとまりからなる国有林野の区域をいう。

##### イ 規則第28条の2第1項第1号について

規則第28条の2第1項第1号の該当性の判断を行うに当たっては、以下の

(ア) から (エ) までの事項を勘案すること。また、同号中の「地域」の範囲は、都道府県を基本とすること。

##### (ア) 木材供給量増大の潜在的なニーズ

地域において加工施設の整備の計画があること、木材供給量増大の要望が大

きいことをはじめ、民有林材の供給体制の整備、木材需要の拡大、林業労働力の確保、再造林の推進等の状況又は民有林と国有林の連携に関する計画の内容等により、樹木採取区の指定による木材供給量増大の潜在的なニーズがあると認められること。

(イ) 森林経営管理制度等への支援のための事業確保の必要性

地域における民有林行政が、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく経営管理実施権の設定又は森林経営計画の認定率の向上若しくは高水準の維持に意欲的であり、森林経営管理制度等が活発に活用されると見込まれること。

(ウ) 地域における林業事業体の生産力向上の必要性

都道府県が策定する計画又は森林・林業基本計画の目標に照らし、地域における林業事業体の労働生産性又は林業就業者当たりの年間素材生産量を向上させる必要性が高いと認められること。

(エ) その他

樹木採取区が所在する森林計画区における過去の国有林材の伐採実績と伐採計画量を比較し、当該樹木採取区から供給が予想される収穫量が当該森林計画区全体の増加分を超えないこと、立木販売並びに製品生産及び製品販売による国有林材の供給が樹木採取権設定後も引き続き可能であること、樹木の採取後に地域の再造林用苗木の需給調整に著しい支障が生じないことその他の地域産業の振興に支障を及ぼすおそれがないこと。

ウ 規則第28条の2第1項第2号について

規則第28条の2第1項第2号の該当性の判断を行うに当たっては、以下の(ア)から(キ)までの事項を勘案すること。

(ア) 蓄積等

ha当たりの蓄積が少ない又は枝分れ、曲がり等の多い林分ではないこと。森林の状況については、可能な範囲で目視等により確認すること。

(イ) 傾斜

著しい急傾斜地ではないこと。

(ウ) 道からの距離

道から著しく離れていないこと。林道等については、指定時の現況により判断し、将来的な林道等の新設及び拡幅を前提としないこと。

(エ) 道路等の開発計画

道路等の開発計画がなく、国有林以外の者が権利を有する土地、既存の公道、道路等の開発計画のある土地等と隣接しないこと。

(オ) 樹木採取区へのアクセス

公道を含めた樹木採取区へのアクセスについて、工事等による長期間の通行規制、隘路（重量制限のある橋梁又は幅員の狭い道をいう。）等の支障がないことその他の事業の実施条件が不利ではないこと。

(カ) 林齢構成及び施業群等

樹木採取権の存続期間にわたり平準的に樹木の採取が可能な林齢構成及び施業群等となっていること。

(キ) 関係者等の意向

国有林野の内外に権利を有する者、地域住民等から、国有林野事業の実施等について抗議、反対等が行われていないこと。

エ 規則第28条の2第1項第3号について

規則第28条の2第1項第3号の該当性の判断を行うに当たっては、以下の(ア)から(オ)までの事項を勘案すること。

(ア) 他者の権利

共用林野（薪炭共用林野、放牧共用林野等樹木を損傷する可能性があるものに限る。）、分収造林地、分収育林地、貸付地、使用許可地及び使用承認地（以下本項において「共用林野等」という。）でないなど他者の権利への侵害のおそれがないこと。公共事業等の国有林野の利活用要望等、共用林野等となる見込みの把握に努め、共用林野等となることが見込まれる小班については指定を避けること。

(イ) 公益的機能の維持増進

保護林、緑の回廊その他の森林生態系保全上重要な地域等を含まないこと等、公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれがないこと。

(ウ) 関係者の活動

レクリエーションの森、協定の森等でないなど、樹木採取権の設定により当該国有林野における関係者の活動に支障を及ぼすおそれがないこと。

(エ) 森林作業道等の通過

樹木の採取及び搬出の際に用いる森林作業道等が(ア)、(イ)、(ウ)及びウの(エ)に係る国有林野を通過することが明らかな小班を避けること。

(オ) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保

その他樹木採取権の設定により、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 2 樹木採取区の区域及び現地表示の考え方

### (1) 樹木採取区の区域界の選定

樹木採取区の区域の境界を区域界とする。区域界は、林相界、沢、尾根、林道敷、小班界等の天然地形等を極力利用し、区域界が明瞭となるように選定すること。この際、林道敷、岩石地等（以下「雑地等」という。）及び保護樹帯等の樹木の採取が行えないことが明らかな箇所については、面的なまとまりで控除することができる場合であって、樹木採取権者が行う樹木の採取及び搬出の作業に支障がないと認められるときは、原則として、樹木採取区として指定しないようにすること。また、林相界を区域界とできるのは、森林管理局長が樹木採取権の存続期間にわた

り、その位置が不動か明瞭であると判断した場合に限る。

(2) 区画及び区画界

樹木採取区のうち区域界と小班界、小班界のみ又は区域界のみで区切られる部分を区画とし、その境界を区画界とする。

(3) 区域界の現地表示

区域界の現地表示は、別紙1のとおり行うこと。樹木採取区の変更（樹木採取区の原案又は案の変更を含む。）により新たな区域界が生じた場合も同様に取り扱う。

(4) 樹木採取区の面積及び採取可能面積の算出

樹木採取区的面積及び樹木採取区のうち樹木を採取することができるで見込まれる面積（以下「採取可能面積」という。）については、別紙1の表示方法の区分により、以下のとおり求めること。樹木採取区的面積及び採取可能面積は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位までの値を用いること。

ア 表示方法A及び表示方法B

(ア) 採取可能面積は、区画の面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.75（注1）を乗じた面積に0.9（注2）を乗じて算定する。ただし、保護樹帯の設定を要しないことが明らかな区画がある場合は、当該区画について、別途、区画の面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積に0.9を乗じて算定した面積と、当該区画以外の区画について前段の方法により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

(注1) この値については、保護樹帯を除いた割合として、表示方法A及び表示方法Bの場合には明らかな保護樹帯を樹木採取区の区域から除外していることを踏まえ、5haの長方形の区域（別紙様式第2号において区域番号が示される個々の区域をいう。以下ア及びイにおいて同じ。）（例えば100m×500m=5ha）の周囲半分に幅25mの保護樹帯を設けた場合の面積と区域面積の比率により求めている。

(注2) この値については、想定されていなかった保護樹帯、容易に確認できない岩石地等を除いた割合として、国有林野事業において平成24年度から29年度までに立木販売で売り払った皆伐箇所面積に対する平成29年度時点の当該箇所での新植面積の割合が90%であることに基づくものである。

(イ) 区画の面積は、空中写真又は衛星写真を基にGIS等で計測することにより求める。

(ウ) 明確でない区画内雑地等の面積は、樹木採取区から除いた明確な小班内雑地等の面積が森林調査簿データの小班内雑地等の面積を超えない場合にあってはその差を小班内の区画の内外の面積比で按分して算定し、超える場合にあってはゼロとして扱う。明確な小班内雑地等の面積は、空中写真又は衛星写真を基にGIS等で計測することにより求める。

(エ) (ア) にかかわらず、複数の伐区の設定が想定される区域がある場合は、当該区域における明確でない区画内雑地等の面積を、森林管理局長が想定した伐区

(以下「想定伐区」という。)を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外として(ウ)と同様に按分して算定し、想定伐区の面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.9を乗じて算定した面積と、当該区域以外の区域について(ア)により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

#### イ 表示方法C

(ア) 採取可能面積は、区画の面積から、空中写真若しくは衛星写真を基にGIS等で計測した明確な区画内雑地等又は森林調査簿の小班内雑地等の面積の大きい方を控除した面積を合計したものに0.6(注3)を乗じた面積に0.9(注4)を乗じて算定する。ただし、保護樹帯の設定を要しないことが明らかな区画がある場合は、当該区画について、別途、区画の面積から明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積の大きい方を控除した面積に0.9を乗じて算定した面積と、当該区画以外の区画について前段の方法により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

(注3) この値については、保護樹帯を除いた割合として、5haの長方形の区域(例えば100m×500m=5ha)の周囲に25mの保護樹帯を設けた場合の面積と区域面積の比率により求めている。

(注4) この値については、(注2)と同様である。

(イ) 区画の面積は、森林調査簿の小班面積とする。

(ウ) (ア)にかかわらず、複数の伐区の設定が想定される区域がある場合は、当該区域における明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積を、想定伐区を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外としてア(ウ)と同様に按分して算定し、想定伐区的面積から明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.9を乗じて算定した面積と、当該区域以外の区域について(ア)により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

### 3 樹木採取区の指定の手続

#### (1) 樹木採取区の案の作成

森林管理局長は、樹木採取区の指定に当たり、国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)第5条第3項後段に基づく木材需要増加の確実性が高いことの確認として、あらかじめ新規需要創出動向調査を別紙2の定めるところにより行うこと。本調査は、森林資源状況等から樹木採取区の指定が可能と見込まれる森林計画区を対象とする地域管理経営計画の策定に際して行うこと。

#### ア 森林管理署長への候補地の調査の指示

森林管理局長は、新規需要創出動向調査の結果を踏まえ、樹木採取区の指定を検討する場合は、別紙様式第1号により1の(2)ア及びイに該当する森林計画区、指定を検討している樹木採取区の規模及び当該樹木採取区に設定することを

検討している樹木採取権の存続期間並びに樹木採取区の候補となりうる小班等（以下「候補地」という。）を、当該候補地に係る森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下単に「森林管理署長」という。）に示し、候補地の調査を行うよう指示すること。

イ 候補地の調査の報告

森林管理署長は、アにより指示を受けた候補地の調査結果をとりまとめ、森林管理局長に別紙様式第3号により報告すること。

ウ 樹木採取区の原案の作成等

森林管理局長は、森林管理署長からイの報告のあった候補地について、1に照らして精査を行い、樹木採取区の原案を作成すること。

森林管理局長は、樹木採取区の原案を作成したときは、別紙様式第5号により林野庁長官に報告するとともに、当該樹木採取区の原案に係る森林管理署長に別紙様式第9号により通知し、当該原案に係る区域図の確認を行い意見を提出すること及び第1の2の（3）の定めるところにより区域界の現地表示を行い、その結果を報告することを指示すること。

エ 樹木採取区の家作成

森林管理署長は、ウにより指示を受けた事項について、別紙様式第10号により森林管理局長に意見の提出及び報告を行うこと。

森林管理局長は、当該報告を確認し、必要に応じて原案の修正を行い、原案を案とすること。

(2) 地方環境事務所長との協議

森林管理局長は、樹木採取区の家を作成したときは、（3）の公告縦覧に先立ち、当該案に係る樹木採取区の所在地を管轄する地方環境事務所長に対し、別紙様式第11号により、自然環境行政との調整の観点から協議すること。この協議は、（4）及び（5）の意見聴取までに終了するよう、十分な時間的余裕をもって行うこと。

(3) 公告縦覧

森林管理局長は、樹木採取区の家を作成したときは、別紙様式第12号により樹木採取区の指定を予定している旨を公告し、当該公告の日から30日間、以下のアからウまでの事項を公衆の縦覧に供し、意見を求めること。また、これに際して以下のエからキまでの事項を参考情報として示すこと。この公告は、森林管理局及び関係森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。以下同じ。）において行い、縦覧は、森林管理局及び関係森林管理署において樹木採取区の家を縦覧に供することにより行うこと。また、森林管理局長は、公告縦覧に先立ち、別紙様式第13号により、公告縦覧を行う旨を森林管理署長に通知すること。

ア 樹木採取区の名義、所在地及び面積

イ 区域図

ウ 区域位置図

エ 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の家

- オ 森林資源の状況
- カ 林道等の状況
- キ その他参考となるべき事項

(4) 都道府県知事及び市町村長に対する意見聴取

森林管理局長は、公告縦覧後に、別紙様式第 14 号により、当該樹木採取区の案について、公告縦覧により申立てがあった意見の要旨を付して、当該案に係る樹木採取区の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対して意見聴取を行うこと。森林管理局長は、都道府県知事又は市町村長に対して、適切な時期に情報の提供を行うなど、円滑な意見聴取の実施に努めること。

(5) 学識経験者に対する意見聴取

森林管理局長は、公告縦覧後に、当該樹木採取区の案について、公告縦覧により申立てがあった意見の要旨を付して、複数名の学識経験者から意見聴取を行うこと。

(6) 計画の策定又は変更手続による公告縦覧及び意見聴取の代替

(3) から (5) までの手続については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定又は変更の際に、樹木採取区の案を当該計画に係る計画事項として含めることにより、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の案に係る公告縦覧及び意見聴取の手続をもって代えることができる。

(7) 樹木採取区内及び樹木採取区近接地に権利を有する者等への説明及び調整

森林管理局長は、樹木採取区の案に係る樹木採取区内又は樹木採取区近接地に権利を有する者等事業実行上調整が必要と想定される者が存在する場合には、当該権利を有する者等に対して必要に応じて説明を行うこと。特に普通共用林野及びアイヌ共用林野と樹木採取区が重複する場合には、樹木採取権者及び共用林野契約者それぞれの採取対象となる樹木が重複しないよう法第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）を定めるようにするとともに、それぞれの事業の円滑な実施に向けた事前の調整を行うこと。

(8) 必要な協議等の実施

以上のほか、これまで国有林野事業に際して行っている関係者への協議、調整等の実績を踏まえて、樹木採取区の指定に当たり協議、調整等が必要な関係者に対して必要な対応を行うこと。

#### 4 樹木採取区の指定の公示等

(1) 樹木採取区の指定

森林管理局長は、3 の (2) の協議結果、公告縦覧において申立てがあった意見並びに 3 の (4) 及び (5) による意見を踏まえて、樹木採取区を指定すること。森林管理局長は、樹木採取区の指定をしたときは、その旨を別紙様式第 15 号により林野庁長官に報告し、別紙様式第 16 号により森林管理署長に通知すること。

## (2) 指定の公示

森林管理局長は、樹木採取区の指定をしたときは、遅滞なく法第8条の6第2項前段に基づき公示を行うこと。この公示は、別紙様式第17号により当該樹木採取区に係る3の(3)のアからウまでの事項を、森林管理局及び関係森林管理署において縦覧に供することにより行うこと。

これに併せて、3の(3)の公告縦覧において提出された意見の要旨及び当該意見の処理の結果等について公表するほか、3の(3)のエからキまでの事項を参考情報として公表すること。この場合において、エに係る事項については公告縦覧したものをを用いるほか、オ及びカに係る事項については、オにあつては別紙様式第2号及び別紙様式第8号により、カにあつては別紙様式第4号によるものとし、可能な限り最新の状況に更新した上で、作成又は取得した情報の時点を示すこと。

樹木採取区の指定の公示は、樹木採取区の指定の日から、樹木採取区の変更の日又は樹木採取区の指定の解除の日まで行うこと。意見の要旨及び当該意見の処理の結果等については、樹木採取区の指定の日から5年間、参考情報については、樹木採取区の指定の日から当該樹木採取区に係る樹木採取権者の公募開始までの間公表すること。

## 第2 樹木採取区の変更又は解除

### 1 樹木採取権設定後の樹木採取区の変更又は指定の解除の取扱い

樹木採取権設定後の樹木採取区の変更については、樹木採取権の一部の取消し若しくは放棄又は樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の一部の消滅があつた場合を除き、行わないこと。

また、樹木採取権設定後の樹木採取区の指定の解除については、樹木採取権の存続期間の満了、全部の取消し若しくは放棄又は樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の全部の消滅があつた場合を除き、行わないこと。

### 2 樹木採取区の変更又は指定の解除の公示

#### (1) 樹木採取区の変更の公示

森林管理局長は、樹木採取区を変更するときは、法第8条の6第2項後段に基づき公示を行うこと。この公示は、別紙様式第18号により当該樹木採取区に係る変更前及び変更後それぞれの3の(3)のアからウまでの事項を森林管理局及び関係森林管理署において縦覧に供することにより行うこと。変更の公示については、樹木採取区の変更の日から樹木採取区の指定の解除の日まで行うこと。ただし、当該樹木採取区を再度変更するときは、その変更の日までとすること。

森林管理局長は、この公示を行ったときは、その旨を別紙様式第19号により林野庁長官に報告し、別紙様式第20号により森林管理署長に通知すること。

#### (2) 樹木採取区の指定の解除の公示

森林管理局長は、樹木採取区の指定を解除しようとするときは、法第8条の6第

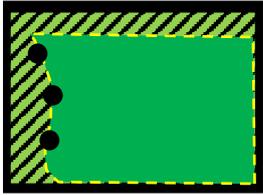
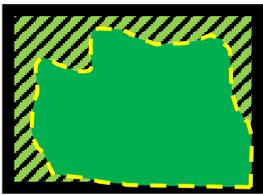
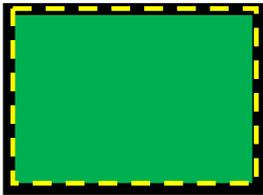
2項後段に基づき公示を行うこと。この公示は、別紙様式第21号を森林管理局及び関係森林管理署において縦覧に供することにより行うこと。解除の公示は、樹木採取区の指定の解除の日から当該樹木採取区に係る登録記録の閉鎖の日まで行うこと。

森林管理局長は、この公示を行ったときは、その旨を別紙様式第22号により林野庁長官に報告し、別紙様式第23号により森林管理署長に通知すること。また、森林管理局長は、樹木採取権の設定後にこの公示を行ったときは、別紙様式第24号により当該樹木採取区の所在地を管轄する都道府県知事に通知すること。

### 第3 その他

このほか、樹木採取区の指定に関し必要な事項については、国有林野部長が定める。

別紙1（第1の2（3）） 区域界の現地表示

項目	表示方法 A	表示方法 B	表示方法 C
区域界等と小班界の関係	・区域界は必ずしも小班界と一致していない。	・区域界は必ずしも小班界と一致していない。	・区域界又は区画界と小班界が一致している。
区域界等の設定の考え方	① 小班の一部を樹木採取区に指定しようとする場合であって、 ② 図面又は現地において一部又は全部の区域界が不明瞭である場合。 ③ 不明瞭な箇所は現地表示を行う。	① 小班の一部を樹木採取区に指定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該区域界が一定程度明瞭である場合。	① 小班全体を樹木採取区として指定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該小班界（区画界）が一定程度明瞭である場合。
指定時の現地表示等（注1）	・現地で不明瞭な箇所は境界標、スプレー塗料等で現地表示し、それ以外の区域界の現地表示は省略可。（注2）	・区域界の現地表示の省略可。（注2）	・区域界の現地表示の省略可（注2）
イメージ			
	 : 区域  : 小班界  : 現地表示  : 明らかな保護樹帯等（国が設定）		

（注1）現地で区域界が明瞭かどうかは、空中写真、衛星画像等で判定すること。

（注2）樹木採取権の存続期間が長期にわたる場合等については必要に応じて現地表示を行うこと。

## 別紙2（第1の3(1)） 新規需要創出動向調査実施要領

森林管理局長は、樹木採取区の指定に当たり、地域管理経営計画の策定に際し、以下に定めるところにより新規需要創出動向調査（以下「マーケットサウンディング」という。）を行うこと。

### 1 実施要領の作成

森林管理局長は、マーケットサウンディングの実施に際し、樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）実施要領（別添1）に定める標準例を参考に実施要領を作成すること。

### 2 マーケットサウンディングの実施

#### (1) 実施者

森林管理局長

#### (2) 調査方法等

森林管理局長は、調査開始から(5)の提出期限までの間、1で作成した実施要領を森林管理局ホームページに掲載すること。

また、新規需要創出構想提供書（様式1）（以下「構想提供書」という。）の提出があった場合は、提出期限後、樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）提出状況（別添2）を林野庁長官に報告するとともに、必要に応じてヒアリングを行うなど内容を確認すること。

#### (3) 資料提供等申出書（様式2）の提出期限

原則として調査開始の日から2か月を経過する日以後の日とすること。

また、構想提供書の十分な作成時間を確保できるよう考慮して設定すること。

#### (4) 質問票（様式3）の提出期限

原則として調査開始の日から1か月を経過する日以後の日とすること。

また、質問票の回答を公表する場合は、構想提供書の提出期限の1か月前程度までに行うこと。

#### (5) 構想提供書の提出期限

原則として調査開始の日から3か月を経過する日以後の日とすること。

#### (6) 結果の公表

森林管理局長は、新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）結果公表（別添3）を作成し、森林管理局ホームページで公表すること。

(別添1)

## 樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）実施要領（標準例）

### 1 はじめに

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づく樹木採取権制度は、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間・安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て民間事業者を設定するものです。

本制度については、地域の民間事業者が対応しやすい権利期間10年程度、区域面積200～300ヘクタール程度を基本の規模（以下「基本形」という。）として、全国10か所に樹木採取区を指定し、制度検証を行ってきたところです。この検証結果等を踏まえ、今後の樹木採取権設定に関する方針（令和4年12月27日林野庁公表）において、基本形の樹木採取区の指定手続にもマーケットサウンディングを導入し、提案された構想により木材需要増加の確実性が高い地域において、樹木採取区を指定することとしたところです。

以上を踏まえ、〇〇森林計画区における樹木採取区指定の検討のため、川上の事業者との連携に向けた方策も含めた新たな木材需要創出の構想の情報提供（以下「構想提供」という。）をお願いするものです。

（注）複数の森林計画区を対象にマーケットサウンディングを実施する場合は、対象とする全ての森林計画区名を記載すること。

### 2 基本的事項

#### (1) マーケットサウンディングを行う者

〇〇森林管理局長

#### (2) マーケットサウンディング担当部局及び連絡先

本調査に係る問合せ等は以下に対して行ってください。

〇〇森林管理局〇〇部〇〇課〇〇係（以下「調査担当部局」という。）

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

#### (3) マーケットサウンディングを開始する日及び新規需要創出構想提供書の提出期限等

新規需要創出構想提供書（様式1）（以下「構想提供書」という。）は、以下の調査開始日から提出期限までに、2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛に提出願います。

調査開始日：〇年〇月〇日（〇）

提出期限：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで（必着）

### 3 マーケットサウンディングを行う森林計画区に関する事項

#### (1) 対象となる森林計画区の名称

森林計画区名：

(注) 複数の森林計画区を対象にマーケットサウンディングを実施する場合は、対象とする全ての森林計画区名を記載すること。

#### (2) 対象となる森林計画区に係る森林計画の計画期間

計画期間：○年○月○日～○年○月○日

### 4 構想提供者の要件

構想提供書を提出いただける方（以下「構想提供者」という。）は、素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。以下「実需者」という。）のうち、本件のマーケットサウンディングを行う森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者であって、以下(1)～(3)に該当しない者とします。

#### (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

#### (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

#### (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

### 5 構想提供書の内容

新たな木材需要創出の内容、事業の実施体制その他の下記に掲げる事項について様式1に記載願います。

この際、樹木採取区の規模については、基本形以下のものに限るものとします。

#### (1) 新たな木材需要創出の内容等

ア 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）

イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（樹木採取権制度の活用を希望する森林計画区名を含む。）

ウ 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い、地域（地方公共団体等）との調整状況）、実現可能性・確実性に関する情報

#### (2) 事業の実施体制（(1)の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再造林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等）

#### (3) 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

#### (4) その他

### 6 構想提供に当たっての留意事項

構想提供に当たっては、以下に掲げる事項に留意願います。

- (1) 構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- (2) 構想提供の内容は、樹木採取権制度の趣旨に即したものとし、法令、ガイドラインその他の通知を参考としてください。
- (3) 構想提供に当たっては、樹木採取権制度の前提に民有林を圧迫しないこと、樹木の対価が通常の立木販売以上となること等が含まれていることに留意ください。
- (4) 構想提供者に対しては、必要に応じてヒアリングを行わせていただくことがあります。ヒアリングでの発言等は、双方を拘束するものではありません。
- (5) 地方公共団体等との調整状況を確認するため、構想提供書を地方公共団体等に共有する場合があります。
- (6) 構想提供の内容は、ヒアリング等で確認を行った後に、法人名等の構想提供者等が特定される情報を伏せて公表します。なお、公表内容等は事前に構想提供者へ確認します。
- (7) 構想提供の内容は、構想提供者の将来構想を含むものであることから、収集した情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。
- (8) 構想提供後、構想が中止又は大幅に変更となった場合は、2(2)の調査担当部局にその旨を連絡してください。
- (9) 構想提供があったことをもって、樹木採取権の設定や国有林材の供給を約束するものではありません。また、構想提供書の内容により、その後の樹木採取権の設定に係る民間事業者の選定等において、構想提供者が有利又は不利に取り扱われることもありません。

### 7 資料の提供について

- (1) 構想提供書の作成に当たり参考となるよう、現時点で森林管理局が提供可能な(7)の資料を提供いたします。資料の提供を希望する場合は、2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて資料提供等申出書(様式2)を(2)の期限までに提出願います。ただし、既にホームページで公表されている資料については、当該URLを参照してください。
- (2) 資料提供等申出書の提出期限は以下のとおりです。  
提出期限：○年○月○日(○)○時○分まで(必着)
- (3) 広く一般に公表していないデータ等が含まれる場合は貸与資料とし、必要性等を検討の上可能な場合に提供いたします。
- (4) 貸与資料は本調査に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩してはな

りません。

(5) 貸与資料によっては取扱条件を付す場合があります。

(6) 貸与資料は、○年○月○日までに全て○○森林管理局に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄及び消去してください。

(7) 提供資料

ア 国有林の森林資源量、伐採量の現況に係る資料

イ 立木販売実績等国有林材の販売量、販売金額に係る資料

ウ 樹木採取権に係る法令、ガイドラインその他の通知

(注) ア～ウの資料のうちホームページで公表しているものについては、URLを記載すること。

## 8 質問について

(1) 質問がある場合は、2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて質問票(様式3)を以下(2)の期限までに提出願います。適宜回答いたします。なお、提出のあった質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があります。

(2) 質問表の提出期限は以下のとおりです。

質問票の提出期限：○年○月○日(○)○時○分まで必着

(3) 構想提供書の提出に係る手続など簡易な質問については、電話、メール本文での質問など質問票の様式を用いない方法で構いません。

(様式1)

## 新規需要創出構想提供書

(構想提供者)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者の氏名 :

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

E-mail :

(留意事項)

- ・ ○年○月○日までに実施要領2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて提出願います。
- ・ 関連する説明資料等があれば添付してください。
- ・ 項目名をそのままとし、全て別紙で提出することも可能です。
- ・ 実施要領6の留意事項を確認の上記載願います。

### 【I 構想提供者】

※ 構想提供者の業態（製材業者、住宅関連業者等）、木材取扱量（原木（丸太消費量、木材製品の製造量等）等、構想提供者の概要を記載ください。複数の実需者が連携して構想提供いただく場合は、中核となる実需者を明示の上、実需者ごとに作成してください。

### 【II 構想提供の内容】

#### 1 新たな木材需要創出の内容等

(1) 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素

材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。

--

(2) 当該需要が発生する地域及び素材の集荷圏（樹木採取権制度の活用を希望する森林計画区名を含む。）

--

(3) 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い、地域（地方公共団体等）との調整状況）、実現可能性・確実性に関する情報

--

2 事業の実施体制（1の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再生林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業者間での連携状況等）

--

3 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

--

4 その他

--

(様式2)

資料提供等申出書

(構想提供者)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者の氏名 :

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

E-mail :

(留意事項)

- ・ ○年○月○日までに実施要領2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて提出願います。
- ・ 広く一般に公表していないデータ等が含まれる場合は貸与資料とし、必要性等を検討の上可能な場合に提供いたします。
- ・ 貸与資料は、本調査に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩してはなりません。
- ・ 貸与資料によっては取扱条件を付す場合があります。
- ・ 貸与資料は、○年○月○日までに全て○○森林管理局に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄及び消去してください。

【提供・貸与を希望する資料の内容】

--

【上記の資料の提供・貸与を希望する理由】

--

(様式 3)

質問票

(構想提供者)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者の氏名 :

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

E-mail :

(留意事項)

- ・ ○年○月○日までに実施要領 2 (2) の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて提出願います。
- ・ 質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があることについて、あらかじめ御了承ください。

【質問事項】

(別添2)

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）提出状況

別紙のとおり、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで実施した新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）において、下記の森林計画区において新規需要創出構想提供書の提出があったので、報告する。

#### 記

新規需要創出構想提供書の提出があった森林計画区：

〇〇森林計画区、□□森林計画区

（注）別紙として、提出のあった新規需要創出構想提供書を添付すること。

(別添3)

新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）結果公表

新規需要の創出等の内容を把握し、樹木採取区指定の検討材料とするために実施した新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）について、結果を公表する。

○年○月○日  
○○森林管理局長

1 実施時期

○年○月○日～○年○月○日

2 結果概要

森林計画区名	提案件数	主な提案内容
○○森林計画区	○件	

(注1) 複数の森林計画区について公表する場合は欄を追加すること。

(注2) 2の「主な提案内容」については、「製材工場を新設予定」等、構想提供者等が特定されないよう簡潔に記載することとし、公表前に構想提供者に確認すること。

3 提案を踏まえた今後の方針

(注) 提案がなかった場合は省略することができる。

別紙様式第1号（第1の3（1）ア）森林管理署長への樹木採取区の候補地の調査指示

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の候補地の調査について

貴管内の国有林野に樹木採取区の指定を検討しているので、樹木採取区の指定候補となる小班等を調査し、下記4の事項について、報告期限までに報告すること。

記

- 1 樹木採取区の指定を検討している森林計画区  
〇〇森林計画区
- 2 指定を検討している樹木採取区の規模及び当該樹木採取区に設定することを検討している樹木採取権の存続期間
- 3 樹木採取区の候補となりうる小班等  
別紙のとおり。
- 4 報告事項
  - (1) 樹木採取区の候補地に対する意見
  - (2) 樹木採取区の候補地の位置図
  - (3) 樹木採取区の候補地の森林資源の状況
  - (4) 事業に使用することが想定される林道等の状況
- 5 報告期限  
〇年〇月〇日

(注1) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

(注2) 3の別紙として、別紙様式第2号を添付すること。



- (注1) 原則として森林調査簿に基づき区画ごとに整理して、上記の表の事項を示し、併せて主要な樹種ごとに齢級別面積をとりまとめた概要と個々の小班についてのリストを示すこと。
- (注2) 情報を作成又は取得した時点を備考に示すこと。
- (注3) 凡例を付け、一覧表の中で使用している用語について解説を記載すること。
- (注4) 「明確でない小班内雑地等面積」は、表示方法A及びBにおいては樹木採取区から除いた明確な小班内雑地等が森林調査簿データの小班内雑地等の面積を超えない場合はその差、超える場合はゼロを記載し、表示方法Cにおいては「区画から控除する雑地等面積」と同面積を記載すること。
- (注5) 「採取方法」は、複層伐及び択伐にあっては一塊の採取箇所を( )書きとして記載すること。

別紙様式第3号（第1の3（1）イ）樹木採取区の候補地の調査の報告

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

樹木採取区の候補地の調査結果について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号により依頼のあった樹木採取区の候補地の調査結果について、以下のとおり報告する。

記

- 1 樹木採取区の候補地に対する意見
- 2 樹木採取区候補地の位置図  
別紙1のとおり。
- 3 樹木採取区の候補地の森林資源の状況  
別紙2のとおり。
- 4 事業に使用することが想定される林道等の状況  
別紙3のとおり。

（注1）別紙1は任意様式とすること。

（注2）別紙2として別紙様式第2号、別紙3として別紙様式第4号を添付すること。

（注3）森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第4号 林道等の状況一覧表

〇〇樹木採取区林道等の状況一覧表

番号	区分	路線名	細別	管理者	幅員	特記事項	出典	備考

備考

- 1：樹木採取区からの搬出又は運搬に使用される主な路線であり、その情報を網羅しているものではない。
- 2：〇年〇月〇日時点で調査した情報であり、それ以降の状況は反映されていない。

(注1) 樹木採取区からの搬出又は運搬に使用されると見込まれる路線について、可能な限り記載対象に含めること。国有林野外の道路についても、可能な限り記載対象とし、幅員が狭い、回転半径が小さい、勾配が急であるなどの留意すべき事項があるものについては特記事項に記載すること。ただし、樹木採取権の存続期間にわたり復旧の見込みのない路線は含めないこと。

(注2) 林道台帳、自治体の道路台帳等に基づき記載すること。

(注3) 区分欄には、国有林林道、民有林林道、国道、県道、市町村道等の別を記載すること。

(注4) 細別欄には、林道台帳に記載の林道規程（林道規程の制定について（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）の林道規程をいう。）第4条第1項又は第3項の区分等を記載すること。

(注5) 幅員については、可能な範囲で記載すること。

(注6) 特記事項については、現時点で通行不能な場合はその旨と復旧が見込まれる時期、橋梁の重量制限、工事見込み等通行に大きな影響を与える事項について可能な範囲で記載すること。

(注7) 出典については、記載情報の根拠となった台帳名等の情報を記載すること。

(注8) 原案の作成後は、備考として「路線の配置については、別添の現況図を参照のこと。」を記載すること。

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の原案について

〇月〇日付けで、下記の樹木採取区の原案を作成したので、報告する。

記

1 樹木採取区の原案

(1) 樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

(2) 樹木採取区の所在地

別紙1及び別紙2のとおり。

(3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

(4) 区域図及び区域位置図

別紙2のとおり。

2 1の参考情報

(1) 本樹木採取区に設定することを検討している樹木採取権の存続期間

〇年程度

(2) 森林資源の状況（〇年〇月〇日現在）

別紙3のとおり。

(3) 林道の状況（〇年〇月〇日現在）

別紙4のとおり。

### 3 縦覧期間の案

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで

（注1）1の（1）の樹木採取区の名称については、樹木採取区の設定が容易となるよう、局名、樹木採取区の指定順、地名の組合せ等により設定すること。

（注2）1の（3）の樹木採取区原案の面積については、第1の2の（4）により算出した面積とする。また、区画の面積の算出方法（森林調査簿の小班面積又は国有林GIS等での計測）を付記すること。

（注3）別紙1として別紙様式第6号、別紙2として別紙様式第7号、別紙3として別紙様式第2号及び別紙様式第8号、別紙4として別紙様式第4号を添付すること。



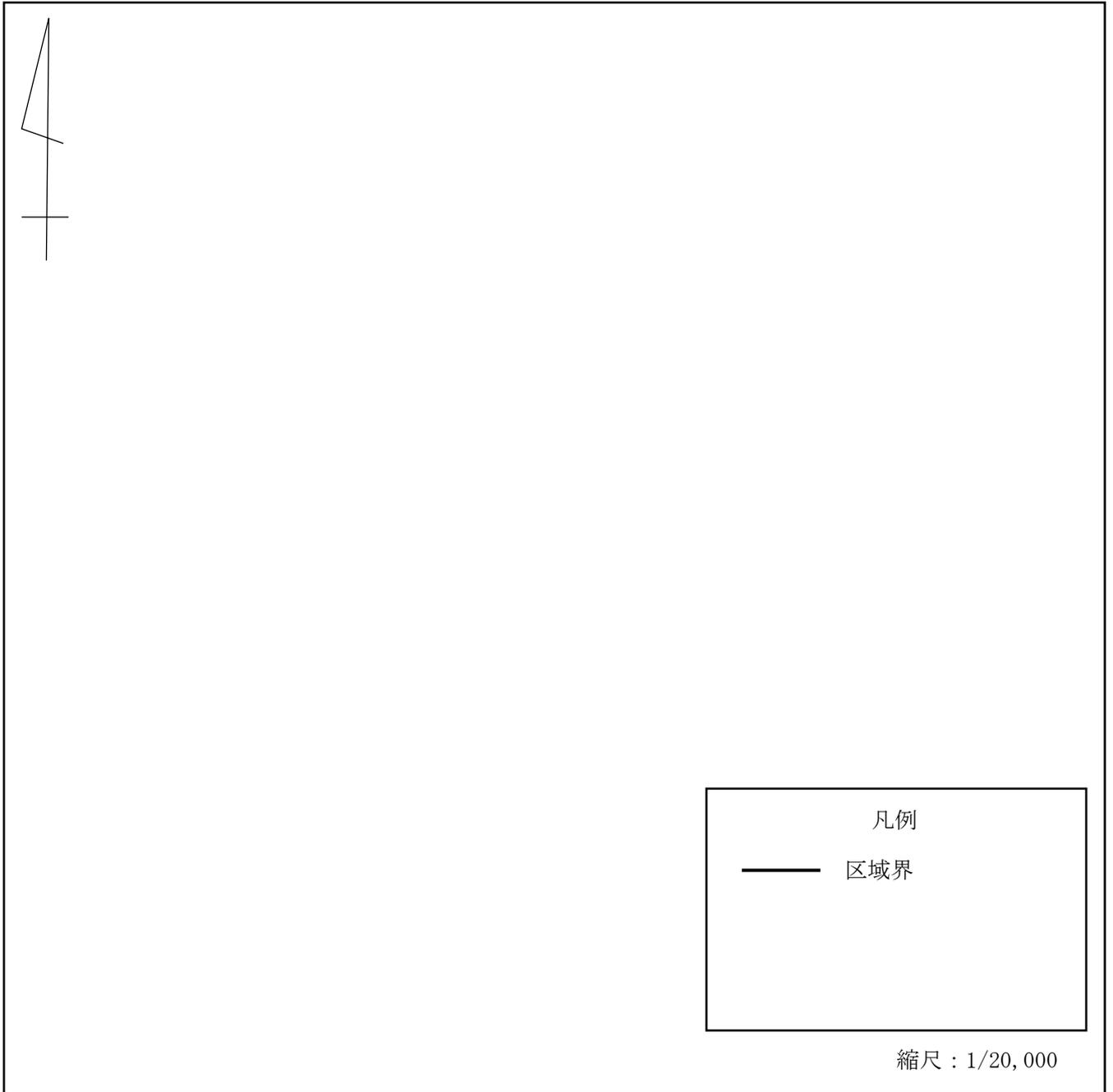
別紙様式第7号 図面一覧表、区域位置図及び区域図

〇〇樹木採取区 図面一覧表

図面番号	区分	対象とする区域番号	備考
図面〇	区域位置図	—	
図面〇	区域図	区域〇、区域〇、区域〇	

備考：区域界の表示方法については、樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)で示された考え方に基づくこと。

〇〇樹木採取区区域位置図

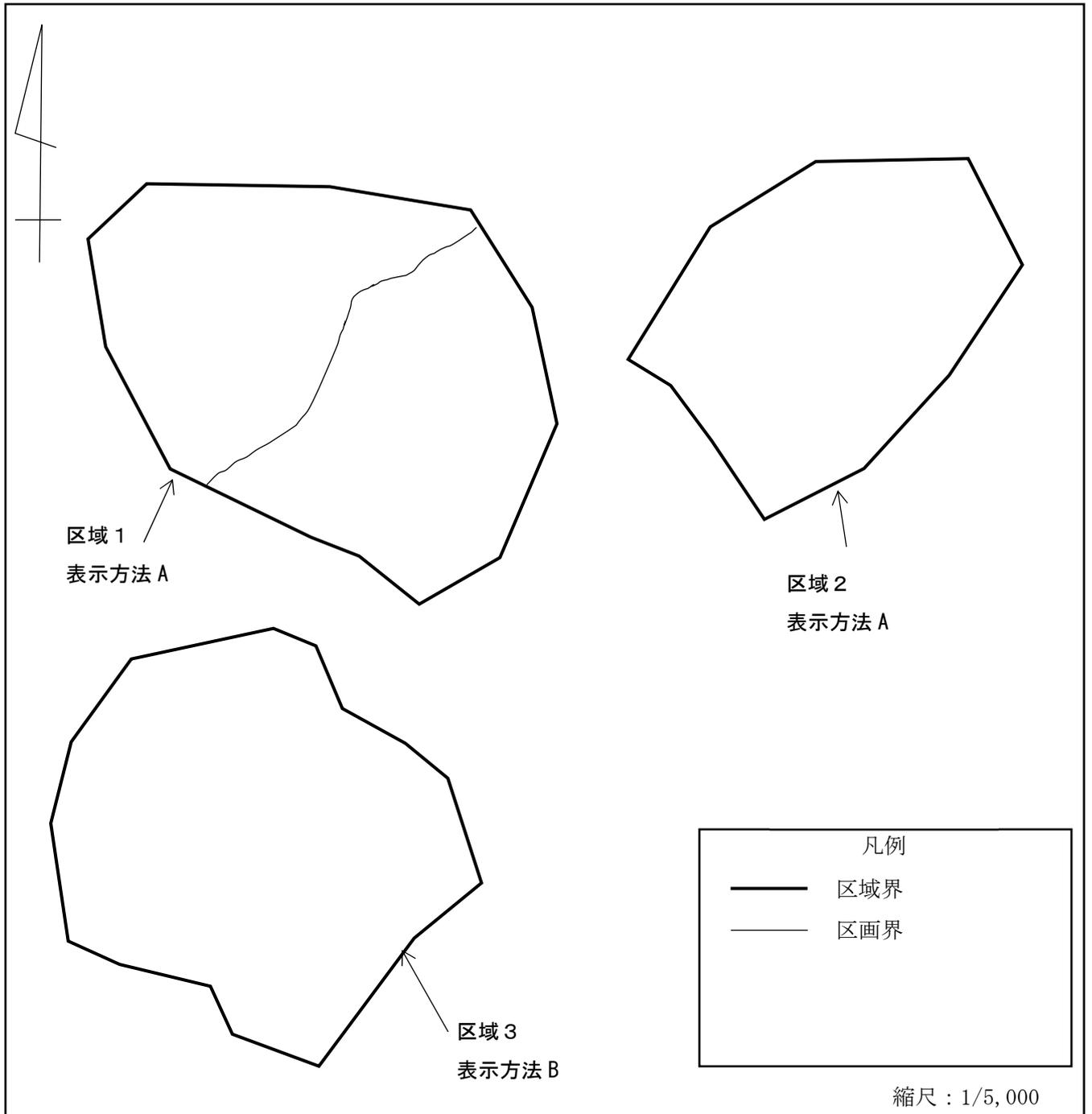


(注1) 2万分の1の縮尺の図面を用いることを基本とし、樹木採取区の区域の位置を示すこと。

(注2) 樹木採取区の区域の位置が特定できるよう、区域界、区域番号、国有林野の境界、行政区界、森林計画区界、林道その他の地物、標高、等高線、地名、国有林野名等、林班界、小班界、林班名、小班名等の情報を凡例とともに示すこと。

(注3) 区域界と区画界が一致しない場合は、区画界についても、区域界と判別できるように表示すること。

〇〇樹木採取区区域図



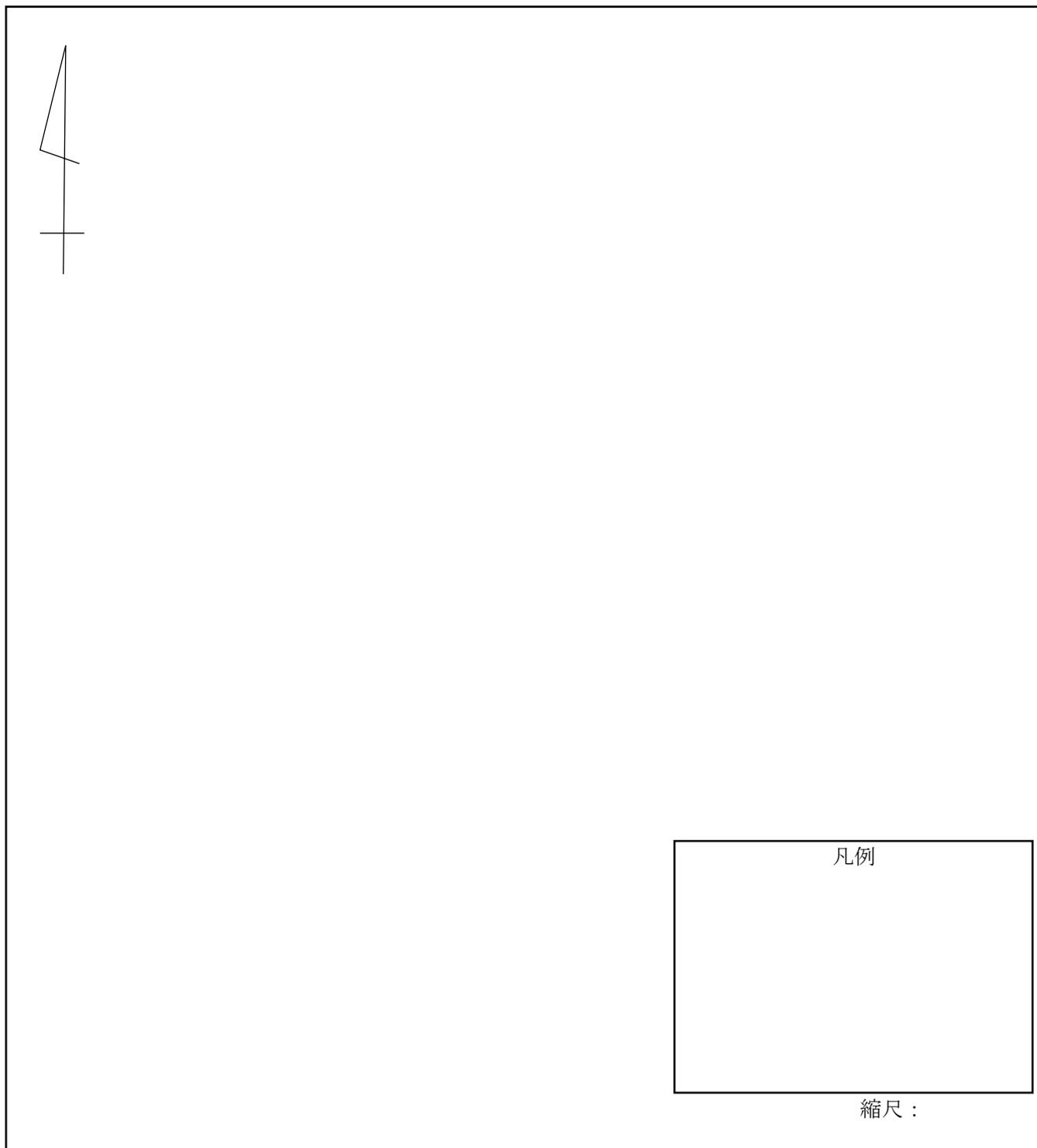
(注1) 5千分の1の縮尺の図面(基本図)を用いることを基本とし、参考情報として空中写真又は衛星画像(いずれも撮影時期を付記したもの。)を区域図の下地とすること。小面積の小班内雑地等及び貸付地等を樹木採取区に含めない場合など、5千分の1の縮尺の区域図のみでは、当該箇所の区域界の判別が困難な場合は、5千分の1の縮尺の区域図において当該箇所の位置を示した上で、当該箇所について拡大して表示した図面を区域図に含めること等により、区域界を明らかにすること。拡大して表示した図面についても、必要に応じ空中写真又は衛星画像(いずれも撮影時

期を付記したもの。)を下地に入れること。

(注2) 区域界、区域番号、区域の表示方法、現地表示箇所及び表示方法、地名、国有林野名等、林班名、小班名等の情報を凡例とともに示すこと。

(注3) 区域界と区画界が一致しない場合は、区画界についても、区域界と判別できるように表示すること。

現況図面



(注1) 5千分の1の縮尺を基本とすること。

(注2) 区域界、区域番号、区画界、国有林野の境界、林道その他の地物、標高、等高線、林班界、小班界、林班名、小班名、機能類型、施業群、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森、分収林、共用林野、保安林、国立公園等の法令等の指定地

域、林種、樹種、混合割合、林齢、土地の利用状況（附帯地、貸地、雑地）、採取方法、面的な複層状態に誘導する小班のまとまり等の情報を凡例とともに示すこと。

また、樹木採取区の近接地の情報も必要に応じて示すこと。

（注3）別紙様式第2号の樹木採取区森林資源等状況一覧表、別紙様式第4号の林道等の情報と整合させること。

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

### 樹木採取区の原案について

貴管内の国有林野に係る樹木採取区について、下記のとおり原案を作成したので通知する。については、現地及び区域図を確認し、区域図の不備の有無に係る意見を提出すること。現地確認に当たっては、国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知）第1の2の（3）の定めるところにより区域界の現地表示を行い、現地表示を行った箇所を報告すること。

### 記

#### 1 樹木採取区の原案

##### （1）樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

##### （2）樹木採取区の所在地

別紙1及び別紙2のとおり。

##### （3）樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

##### （4）区域図及び区域位置図

別紙2のとおり。

#### 2 1の参考情報

##### （1）本樹木採取区に設定することを検討している樹木採取権の存続期間

○年程度

- (2) 森林資源の状況（○年○月○日現在）  
別紙3のとおり。
- (3) 林道の状況（○年○月○日現在）  
別紙4のとおり。

3 意見及び報告の提出期限

○年○月○日

- (注1) 別紙1として別紙様式第6号、別紙2として別紙様式第7号、別紙3として別紙様式第2号及び別紙様式第8号、別紙4として別紙様式第4号を添付すること。
- (注2) 森林管理署の支署に対しては「○○森林管理署長」を「○○森林管理署○○支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「○○森林管理署長」を「○○森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第10号（第1の3（1）エ）樹木採取区の原案の区域図の確認等の報告

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

樹木採取区の原案に係る意見及び報告について

〇年〇月〇日付〇〇第〇号により依頼のあった区域図の確認について、以下のとおり意見を提出し、区域界の現地表示について以下のとおり報告する。

記

- 1 樹木採取区の原案の区域図への意見
- 2 区域界の現地表示
- 3 その他

（注1）区域界の現地表示をしたときは、森林管理局長から送付のあった区域図又は区域位置図に現地表示をした区域界を示すこと等により報告すること。

（注2）現地確認により特筆すべき事項があった場合は、3に記載すること。

（注3）森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

番 号  
年 月 日

〇〇地方環境事務所長 殿

〇〇森林管理局長

### 樹木採取区の指定について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項に基づく樹木採取区の指定を予定していることから、下記の樹木採取区の指定について協議します。回答については、〇年〇月〇日までをお願いします。

### 記

#### 1 縦覧に供する予定の樹木採取区の家

##### （1）樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

##### （2）樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

##### （3）樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

##### （4）区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

#### 2 参考情報

##### （1）本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間

〇年程度

##### （2）森林資源の状況（〇年〇月〇日現在）

別紙 3 のとおり。

- (3) 林道等の状況（○年○月○日現在）  
別紙4のとおり。
- (4) 公告縦覧から樹木採取区指定までの日程の案
- (5) その他参考となるべき事項

備考：2（2）の森林資源の現況、2（3）の林道等の状況については、公告縦覧時に示す予定の案となります。樹木採取区の指定に係る公告縦覧、樹木採取区の指定時の公示、樹木採取権者の公募のそれぞれの時点で更新する予定です。

(注1) 別紙1として別紙様式第6号、別紙2として別紙様式第7号、別紙3として別紙様式第2号及び別紙様式第8号、別紙4として別紙様式第4号を添付すること。

(注2) 2の（2）及び（3）については、最新の情報に更新すること。

別紙様式第 12 号（第 1 の 3（3）） 樹木採取区の指定の公告縦覧例

〇〇森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中〇〇森林管理局長に意見を提出することができます。

年 月 日  
〇〇森林管理局長

1 縦覧に供する樹木採取区の案

(1) 樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

(2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

(3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

(4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 縦覧場所

3 縦覧期間

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで

4 意見書の提出

樹木採取区の案に意見がある者は、次に定めるところにより、〇〇森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができる。

(1) 提出先

(2) 提出期限

(3) 意見書の記載事項

(4) 意見書の提出方法

(5) 意見の取扱い

## 5 参考情報

- (1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案  
○年程度
- (2) 森林資源の状況（○年○月○日現在）  
別紙3のとおり。
- (3) 林道等の状況（○年○月○日現在）  
別紙4のとおり。
- (4) その他参考となるべき事項

(注1) 別紙1として別紙様式第6号、別紙2として別紙様式第7号、別紙3として別紙様式第2号及び別紙様式第8号、別紙4として別紙様式第4号を添付すること。

(注2) 2の縦覧場所には、森林管理局ホームページで公表する旨及びそのURL並びに森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供する旨並びに当該森林管理局及び関係森林管理署の所在地及び開庁時間を記載すること。

(注3) 5の(2)及び(3)については、最新の情報に更新すること。

別紙様式第 13 号（第 1 の 3（3））森林管理署長への公告縦覧の通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の案の公告縦覧について

貴管内の国有林野において、樹木採取区の案について、別紙のとおり公告縦覧を行うこととしたので、通知する。貴署におかれても別紙について縦覧に供すること。

（注 1）別紙として別紙様式第 12 号及び別紙様式第 12 号において添付されている別紙を添付すること。

（注 2）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

番 号  
年 月 日

都道府県知事（市町村長） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の指定に係る意見聴取について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項に基づく樹木採取区の指定に当たり、下記の樹木採取区の案について、貴職の意見を求めます。回答については、〇年〇月〇日までをお願いします。

記

1 縦覧に供する予定の樹木採取区の案

（1）樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

（2）樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（3）樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

（4）区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 公告縦覧により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果等

別紙 3 のとおり。

3 参考情報

（1）本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間

○年程度

- (2) 森林資源の状況（○年○月○日現在）  
別紙4のとおり。
- (3) 林道等の状況（○年○月○日現在）  
別紙5のとおり。
- (4) その他参考となるべき事項

- (注1) 別紙1として別紙様式第6号、別紙2として別紙様式第7号、別紙4として別紙様式第2号及び別紙様式第8号、別紙5として別紙様式第4号を添付すること。
- (注2) 別紙3は任意様式とすること。
- (注3) 1及び3の事項は、公告縦覧した事項と同一とすること。

別紙様式第 15 号（第 1 の 4（1））林野庁長官への樹木採取区の指定の報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の指定について

〇年〇月〇日付で、別紙のとおり樹木採取区を指定したので、報告する。

（注）別紙として別紙様式第 17 号及び別紙様式第 17 号において添付されている別紙並びに第 1 の 4 の（2）において公表することとされている事項を添付すること。

別紙様式第 16 号（第 1 の 4（1））森林管理署長への樹木採取区の指定の公示の通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の指定について

〇年〇月〇日付けで貴管内の国有林野において、別紙のとおり樹木採取区を指定したので、通知する。貴署におかれても別紙について縦覧を行うこと。

（注 1）別紙として別紙様式第 17 号及び別紙様式第 17 号において添付されている別紙並びに第 1 の 4 の（2）において公表することとされている事項を添付すること。

（注 2）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 17 号（第 1 の 4（2）） 樹木採取区の指定の公示例

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき以下のとおり樹木採取区として指定したので、同条第 2 項前段の規定に基づき、公示する。

年 月 日  
〇〇森林管理局長

- 1 樹木採取区の名称  
〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地  
別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
- 3 樹木採取区の面積  
樹木採取区的面積 〇〇〇. 〇〇ha  
採取可能面積 〇〇〇. 〇〇ha  
備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。
- 4 区域図及び区域位置図  
別紙 2 のとおり

（注 1）別紙 1 として別紙様式第 6 号、別紙 2 として別紙様式第 7 号を添付すること。

（注 2）森林管理局及び関係森林管理署における縦覧は、森林管理局ホームページで公表すること並びに森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供することにより行うこと。

（注 3）この公示と併せて、第 1 の 4（2）の中段に基づき、公告縦覧により申し立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果等並びに参考資料を公表すること。

別紙様式第 18 号（第 2 の 2 （1）） 樹木採取区の変更の公示例

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき以下の樹木採取区の変更について公示する。

年 月 日  
〇〇森林管理局長

1 樹木採取区の名称

〇〇樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

（変更前）別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（変更後）別紙 3 及び別紙 4 のとおり。

3 変更した樹木採取区の面積

（変更前）樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

（変更後）樹木採取区的面積 〇〇〇.〇〇ha

採取可能面積 〇〇〇.〇〇ha

備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

4 変更した区域図及び区域位置図

（変更前）別紙 2 のとおり。

（変更後）別紙 4 のとおり。

（注 1）別紙 1 及び別紙 3 として別紙様式第 6 号、別紙 2 及び別紙 4 として別紙様式第 7 号を添付すること。

（注 2）2 から 4 までの変更前の情報は、現在公示されている樹木採取区に係る情報とすること。

（注 3）森林管理局及び関係森林管理署における縦覧は、森林管理局ホームページで公表すること並びに森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供することにより行うこと。

別紙様式第 19 号（第 2 の 2 （ 1 ）） 林野庁長官への樹木採取区の変更の報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の変更について

樹木採取権の（注 1）に伴い、〇年〇月〇日付けで、別紙 1 のとおり樹木採取区を変更し、下記のとおり樹木採取区管理簿を変更したので、報告する。

記

- 1 樹木採取権の（注 1）の内容
- 2 樹木採取区管理簿の変更の箇所
- 3 変更後の樹木採取区管理簿  
別紙 2 のとおり。

（注 1）「一部の取消し」、「一部の放棄」又は「一部の消滅」のいずれかを記載すること。

（注 2）別紙 1 として別紙様式第 18 号及び別紙様式第 18 号において添付されている別紙を添付すること。

（注 3） 1 には、一部の取消し又は一部の放棄の場合にあっては「別添のとおり」とした上で、それぞれ樹木採取権の取消しの通知又は樹木採取権放棄確認通知書の写しを別添として添付し、一部の消滅の場合にあっては当該消滅の内容を具体的に記載すること。

（注 4） 2 には、変更した樹木採取区管理簿の項目名を記載すること。

（注 5） 3 には、変更後の樹木採取区管理簿の写しを添付すること。ただし、樹木採取区の所在地として、公示されている別紙様式第 6 号及び別紙様式第 7 号を添付してい

る場合は、変更後の樹木採取区管理簿の写しのほか、別紙として変更に係る区域一覧表、図面一覧表又は図面を添付すること。

別紙様式第 20 号（第 2 の 2 （1）） 森林管理署長への樹木採取区の変更の公示の通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の変更について

樹木採取権の（注 1）に伴い、〇年〇月〇日付けで貴管内の国有林野において、樹木採取区を別紙 1 のとおり変更し、下記のとおり樹木採取区管理簿を変更したので、通知する。貴署におかれても別紙 1 について縦覧を行うこと。また、樹木採取区管理簿は森林管理署の庁舎において縦覧に供することとされているので、対応すること。

記

- 1 樹木採取権の（注 1）の内容
- 2 樹木採取区管理簿の変更の箇所
- 3 変更後の樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿  
別紙 2 のとおり。

（注 1）「一部の取消し」、「一部の放棄」又は「一部の消滅」のいずれかを記載すること。

（注 2）別紙 1 として別紙様式第 18 号及び別紙様式第 18 号において添付されている別紙を添付すること。

（注 3） 1 には、一部の取消し又は一部の放棄の場合にあっては「別添のとおり」とした上で、それぞれ樹木採取権の取消しの通知又は樹木採取権放棄確認通知書の写しを別添として添付し、一部の消滅の場合にあっては当該消滅の内容を具体的に記載すること。

（注 4） 2 には、変更した樹木採取区管理簿の項目名を記載すること。

- (注5) 3には、変更後の樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿の写しを添付すること。ただし、樹木採取区の所在地として、公示されている別紙様式第6号及び別紙様式第7号を添付している場合は、変更後の樹木採取区管理簿の写しのほか、別紙として変更に係る区域一覧表、図面一覧表又は図面を添付すること。
- (注6) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 21 号（第 2 の 2 （2）） 樹木採取区の指定の解除の公示

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき、以下の樹木採取区の指定の解除について公示する。

年 月 日  
〇〇森林管理局長

- 1 樹木採取区の名称  
〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地  
別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
- 3 樹木採取区の面積  
樹木採取区的面積 〇〇〇. 〇〇ha  
採取可能面積 〇〇〇. 〇〇ha  
備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。
- 4 区域図及び区域位置図  
別紙 2 のとおり

（注 1）別紙 1 として別紙様式第 6 号、別紙 2 として別紙様式第 7 号を添付すること。

（注 2）森林管理局及び関係森林管理署における縦覧は、森林管理局ホームページで公表すること並びに森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供することにより行うこと。

別紙様式第 22 号（第 2 の 2 （ 2 ）） 林野庁長官への樹木採取区の指定の解除の報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の指定の解除について

樹木採取権の（注 1）に伴い、〇年〇月〇日付けで別紙のとおり樹木採取区（樹木採取権者であった者〇〇 〇〇）の指定を解除し、樹木採取区管理簿を廃止したので、報告する。

記

○ 樹木採取権の（注 1）の内容

- （注 1）「存続期間の満了」、「全部の取消し」、「全部の放棄」又は「全部の消滅」のいずれかを記載すること。
- （注 2）別紙として別紙様式第 21 号及び別紙様式第 21 号において添付されている別紙を添付すること。
- （注 3）記には、存続期間の満了の場合にあっては樹木採取権の存続期間の満了日を明示した上で樹木採取権の存続期間が満了した旨を記載し、全部の取消し又は全部の放棄の場合にあっては「別添のとおり」とした上で、それぞれ樹木採取権の取消しの通知又は樹木採取権放棄確認通知書の写しを別添として添付し、全部の消滅の場合にあっては当該消滅の内容を具体的に記載すること。
- （注 4）樹木採取権の設定を行わずに樹木採取区の指定を解除する場合は、「〇年〇月〇日付で別紙のとおり樹木採取区の指定を解除したので報告する。」と記載した上で、記以降の記載は不要とする。

別紙様式第 23 号（第 2 の 2（2））森林管理署長への樹木採取区の指定の解除の公示の通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

### 樹木採取区の指定の解除について

樹木採取権の（注 1）に伴い、〇年〇月〇日付けで貴管内の国有林野において、別紙 1 のとおり樹木採取区（樹木採取権者であった者〇〇 〇〇）の指定を解除し、樹木採取区管理簿を廃止し、下記のとおり樹木採取区管理簿原簿を変更したので、通知する。貴署におかれても別紙 1 について縦覧を行うこと。

### 記

- 1 樹木採取権の（注 1）の内容
- 2 変更後の樹木採取区管理簿原簿  
別紙 2 のとおり。

（注 1）「存続期間の満了」、「全部の取消し」、「全部の放棄」又は「全部の消滅」のいずれかを記載すること。

（注 2）別紙 1 として別紙様式第 21 号及び別紙様式第 21 号において添付されている別紙を添付すること。

（注 3）1 には、存続期間の満了の場合にあっては樹木採取権の存続期間の満了日を明示した上で樹木採取権の存続期間が満了した旨を記載し、全部の取消し又は全部の放棄の場合にあっては「別添のとおり」とした上で、それぞれ樹木採取権の取消しの通知又は樹木採取権放棄確認通知書の写しを別添として添付し、全部の消滅の場合にあっては当該消滅の内容を具体的に記載すること。

- (注4) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。
- (注5) 樹木採取権の設定を行わずに樹木採取区の指定を解除する場合は、「〇年〇月〇日付で別紙のとおり樹木採取区の指定を解除したので報告する。」と記載した上で、記以降の記載は不要とする。

別紙様式第 24 号（第 2 の 2（2））都道府県知事への樹木採取区の指定の解除の通知

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の指定の解除について（通知）

〇年〇月〇日付けで別紙のとおり樹木採取区（樹木採取権者であった者〇〇 〇〇）の指定を解除したので、通知します。

（注）別紙として別紙様式第 21 号及び別紙様式第 21 号において添付されている別紙を添付すること。